

◎住宅用家屋証明 添付書類一覧

◆新築戸建て住宅 (所有権保存登記) 個人が新築した住宅用家屋 ・新築後1年以内 ・床面積50㎡以上 ・併用住宅は、住宅部分9割超(要図面)	■入居済	一般住宅 イ・a	①登記簿謄本等(★1)	○コピー可
		長期優良イ・c/低炭素イ・e	②住民票	○コピー可
	□未入居	一般住宅 イ・a	①登記簿謄本等(★1)	○コピー可
		長期優良イ・c/低炭素イ・e	②住民票 ③申立書 ④現在家屋の処分方法と証明(★2)	○コピー可 ○コピー可 ●原本 ●—
◆建売り住宅 ◆新築マンション (所有権保存・移転登記) 個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋 ・取得後1年以内 ・床面積50㎡以上 ・未使用 ・併用住宅は、住宅部分9割超(要図面)	■入居済	一般住宅 イ・b	①登記簿謄本等(★1)	○コピー可
		長期優良イ・d/低炭素イ・f	②住民票 ③売買契約書 ④家屋未使用証明書注1	○コピー可 ○コピー可 ●原本
	□未入居	一般住宅 イ・b	①登記簿謄本等(★1)	○コピー可
		長期優良イ・d/低炭素イ・f	②住民票 ③売買契約書 ④申立書 ⑤現住家屋の処分方法証明(★2) ⑥家屋未使用証明書注1	○コピー可 ○コピー可 ○コピー可 ●原本 ●原本
◆中古戸建て住宅 ◆中古マンション (所有権移転登記) 個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋 ・取得後1年以内 ・床面積50㎡以上 ・建築後20年以内(★3) (鉄筋25年以内) ・併用住宅は、住宅部分9割超(要図面)	■入居済	一般住宅 ロ・b	①登記事項証明書	○コピー可
		買取再販住宅 ロ・a	②住民票 ③売買契約書(★4)	○コピー可 ○コピー可
	□未入居	一般住宅 ロ・b	①登記事項証明書	○コピー可
		買取再販住宅 ロ・a	②住民票 ③売買契約書(★4) ④申立書 ⑤現住家屋の処分方法証明(★2)	○コピー可 ○コピー可 ○コピー可 ●原本 ●—
		買取再販住宅 ロ・a	④増改築等工事証明書 ⑤既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書	○コピー可 ○コピー可

★1 「登記簿謄本等」は、右記のア～エのいずれかのものとする。	ア 登記事項全部証明書 イ (表示)登記済証(権利証) ウ 登記完了証と登記申請書の写しもしくは受領証 エ 確認済証と検査済証	「登記簿謄本」が電子化されたもの。 平成17年より登記識別情報に切替。 登記完了証の場合はプラスどちらか1つ。
★2 現住家屋の処分方法証明 ※借家等を示す書類がない場合、登記事項証明書による自己所有でないことの確認も可とする。 ※現在家屋を売る・貸す場合で、書類がない場合は、本人からの申立書でも可とする。	カ 売買契約書 ○コピー可 キ 媒介契約書 ○コピー可 ク 賃貸借契約書 ○コピー可 ケ 社宅の証明 ○コピー可 コ 親族の申立書 ●原本	持ち家を売る時。 持ち家を売るか貸す時。 持ち家を貸す、借家を退去するとき。 社宅等を退去するとき。 持ち家に親族が
★3 建築後20年超(鉄筋25年)のとき	耐震基準適合証明書(原本)注1・注2	取得日前2年以内調査終了のもの。
★4 売買契約書等(※買取再販のとき)	売買契約書や売渡証明書	家屋のみの売買価格がわかるもの。

注1: 「家屋未使用～」 「耐震基準～」 の添付書類は、正当な理由がある場合のみ、原本確認ができればコピー可。

注2: 住宅性能評価書の写し(耐震等級評価が1～3のもの)または既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書の書類でも可。